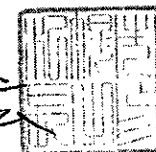


札幌市消防団員の服制及び消防団旗の制式等に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和8年3月 17 日

札幌市長

秋 元 克 広



札幌市規則第 11 号

札幌市消防団員の服制及び消防団旗の制式等に関する規則の一部を改正する規則

札幌市消防団員の服制及び消防団旗の制式等に関する規則（昭和25年規則第57号）の一部を次のように改正する。

次の表中改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第1号及び第2号において「改正部分」という。）並びに改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
(貸与被服の種類)	(貸与被服の品目等)
第4条 消防団員に貸与する被服の品目は、別表2による。	第4条 消防団員に貸与する被服の品目及び員数は、別表2によ

改正前

改正後

別表1 消防団員の服制

別表1 消防団員の服制

品目	区分	摘要
制帽	(略)	
	男性	円形とし、黒色の前ひさし及びあごひもを付ける。あごひもの両端は、帽の両側において消防団き章を付けた金色ボタン各1個で留める。形状は、図のとおりとする。
	女性	円形とし、ハイバック型でプリム飾り帯を付ける。形状は、図のとおりとする。
周章		男性については、帽の腰まわりには、幅30ミリメートルの黒色のななこ織を巻く。副分団長以上の場合には、平しま織金線を付ける。形状及び寸法は、図のとおりとする。

る。

2 前項に規定する被服の貸与期間は、消防局長が別に定める。

品目	区分	摘要
制帽	(略)	
	男性	円形とし、黒色の前ひさし及び顎ひもを付ける。顎ひもの両端は、帽の両側において消防団き章を付けた金色ボタン各1個で留める。形状は、図のとおりとする。
	女性	円形のハイバック型とする。形状は、図のとおりとする。
周章		帽の腰まわりには、幅30ミリメートルの黒色のななこ織を巻く。副分団長以上の場合には、平しま織金線を付ける。形状及び寸法は、図のとおりとする。

改正前				改正後			
(略)				(略)			
保安帽	(略)			保安帽	(略)		
	製式	円形とし、内部に頭部の振動を防ぐ装置を付ける。 <u>あごひも</u> は合成繊維とし、調整器具を付ける。形状は、 <u>図</u> のとおりとする。			製式	円形とし、内部に頭部の振動を防ぐ装置を付ける。 <u>顎ひも</u> は合成繊維とし、調整器具を付ける。形状は、 <u>図</u> のとおりとする。	
(略)				(略)			
防火帽	(略)			防火帽	(略)		
	製式	円形とし、内部に頭部の振動を防ぐ装置を付ける。 <u>あごひも</u> は、合成繊維とする。形状は、 <u>図</u> のとおりとする。			製式	円形とし、内部に頭部の振動を防ぐ装置を付ける。 <u>顎ひも</u> は、合成繊維とする。形状は、 <u>図</u> のとおりとする。	
(略)				(略)			
制服上 衣	(略)			制服上 衣	(略)		
	製式	袖章	(略)		製式	袖章	(略)
			女性				表半面に1条の幅10ミリメートルの銀色しま織線をまとう。
	(略)				(略)		
(略)			(略)				

改正前		
制服下 衣	(略)	(略)
	製式	女性 長ズボン及びスカートとする。形状は、図のとおりとする。
靴	男性	黒色のひも付き短靴及び編上げ靴
	女性	黒色のパンプス、防寒靴及び編上げ靴
ワイシャツ		白色の織物とする。
(略)		
バンド		合成繊維とする。
雨合羽 上衣	(略)	(略)
	製式	ハーフコート型フード付きとする。襟はステンカラーとし、袖付けはラグラン型とする。形状は、図のとおりとする。
(略)		
備考 (略)		

改正後		
制服下 衣	(略)	(略)
	製式	女性 長ズボン又はスカートとする。形状は、図のとおりとする。
靴	男性	黒色のひも付き短靴又は編上靴
	女性	黒色の短靴、パンプス、防寒靴又は編上靴
ワイシャツ		白色無地の角襟とする。
(略)		
バンド	制服用	男性 黒色の合成繊維とする。
		女性 紺色の合成繊維とする。
活動服用		オレンジ色の合成繊維とする。
(略)		
雨合羽 上衣	(略)	(略)
	製式	ハーフコート型フード付きとする。襟はスタンドカラーとし、袖付けはセットイン型とする。形状は、図のとおりとする。
(略)		
備考 (略)		

改正前

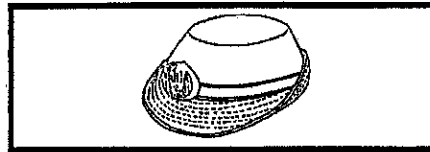
改正後

図(数字は、寸法を示し、その単位は、ミリメートルとする。)

図(数字は、寸法を示し、その単位は、ミリメートルとする。)

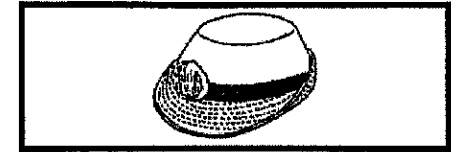
制帽(男性)  
(略)

制帽(女性)



制帽(男性)  
(略)

制帽(女性)



あごひも留めボタン  
(略)

き章  
(略)

顎ひも留めボタン  
(略)

き章(制帽)  
(略)

周章  
(略)

周章(制帽)  
(略)

周章  
(略)

き章(保安帽・防火帽)  
(略)

周章(保安帽)  
(略)

き章(保安帽・防火帽)  
(略)

(略)

(略)

制服(女性)

制服(女性)

制服上衣

制服下衣  
(略)

制服上衣

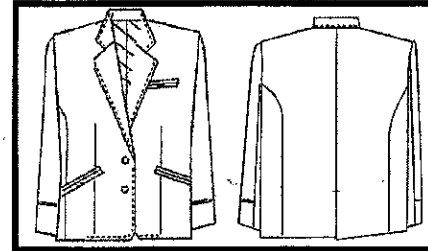
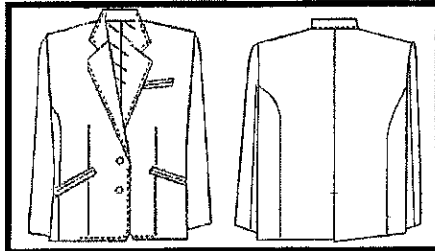
制服下衣  
(略)

前面

後面

前面

後面



(略)

(略)

雨合羽

雨合羽

上衣

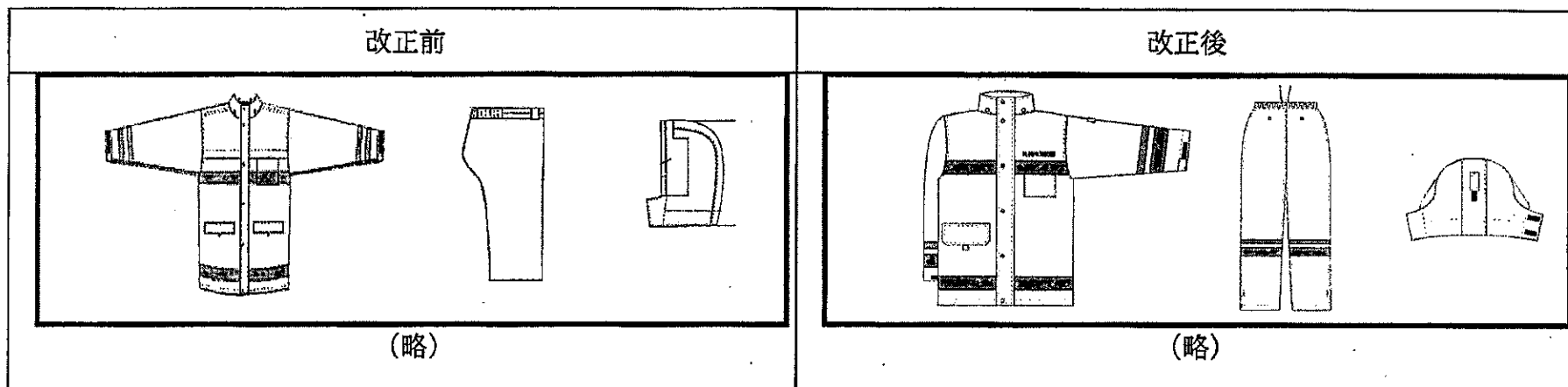
ズボン

フード

上衣

ズボン

フード



別表2を次のように改める。

別表2 被服の品目及び員数

品目	員数
制服	1
活動服	1
保安帽	1
防火衣	別に消防局長が定める。
夏服	1
編上靴	1
防寒衣	1
雨合羽	1

#### 備考

- 1 制服とは、制帽、制服上衣、制服下衣、ネクタイ及びバンド各1をいい、女性用の制服下衣については、長ズボン及びスカート両方を貸与する。
- 2 活動服とは、業務帽、活動服上衣、活動服ズボン、バンド及びエンブレム各1をいう。
- 3 防火衣とは、防火帽、防火外とう、防火ズボン及び防火長靴をいう。
- 4 夏服とは、制服下衣、夏服上衣及びエンブレム各1をいう。
- 5 雨合羽とは、雨合羽上衣及び雨合羽ズボン各1をいう。
- 6 消防局長は、被服の使用実態等を考慮して必要と認めるときは、この表に定める被服の員数を増減することができる。

#### 附 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に貸与している被服の服制については、改正後の別表1の規定にかかわらず、なお従前の例による。